

令和3年度市町村健康づくり運動実践活動助成事業

申請要領

1. 事業の目的

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団が、地域において自主的かつ効果的な健康づくり実践活動を推進している市町村に対し助成することにより、幅広く県民の生活習慣の改善や健康づくりを支援することを目的とする。

2. 助成対象事業

沖縄県内の市町村が実施する以下の事業とする。

- (1) 運動・栄養・たばこ・ストレス等に関わる健康教室等の開催事業
- (2) 健康経営をテーマとするセミナー等の開催事業
- (3) その他地域の特性に応じたモデル的事業

※当該会計年度の2月末までに実施を完了する事業を対象とする。

※申請は1市町村につき1事業までとする。

※既に他の機関より補助金等の交付があるもの、あるいは補助対象事業として申請予定の事業は原則対象外とする。

※健康づくりに携わる人材育成事業は対象外とする。

※申請事業者に属する職員等向けの健康教室等は対象外とする。

3. 助成金額

助成金額は、1事業当たり30万円を上限とし、助成率は、助成対象経費総額の10分の7以内の額とする。また、1,000円未満は切り捨てるものとする。

※助成対象事業において、当助成金以外からの収入があった場合は、助成対象経費から収入を控除した額と助成対象経費に助成率を乗じた額のどちらか低い額を助成金額とする。但し、当該金額が30万円を超えた場合は、助成上限額の30万円が助成金額となる。また、実際の収入額が予定額に満たない場合でも助成額は変更しないため、算定にあたっては留意すること。

4. 助成回数

同一の事業についての助成金の交付は、1市町村につき3回までを限度とする。但し、平成30年度以前のものについては回数に含めないものとする。

※過年度に採択された事業と連続性や類似性がある場合は、事業名が異なっていても同一事業とみなす。

5. 助成対象経費の範囲

助成の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要な以下の経費とする。また、交付決定の日から助成事業実績報告書の提出期限（事業完了の日から30日以内、若し

くは令和4年2月28日のいずれか早い日)までに使用され、かつ、支出に係る証拠書類等を提出できる経費とする。但し、交付決定前に使用した経費で、当該年度の支出であり、事業内容から判断して密接不可分な経費は助成対象となる場合がある。

(1) 対象経費

- ① 謝金・報償費
- ② 旅費交通費
- ③ 消耗品費
- ④ 印刷製本費
- ⑤ 役務費
- ⑥ 使用料・賃借料
- ⑦ 委託料
- ⑧ その他諸経費

※その他諸経費は、事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれかの区分にも属さないものとする。
※対象経費の詳細については事務マニュアルを参照すること。

(2) 対象外経費

- ① 通常の業務にかかる経費（職員給与、役職員への報酬、光熱水費等）
- ② 飲食費
- ③ 備品（形状および性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えうるもので一品又は一式の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のもの。
沖縄県財務規則第153条第2項に準ずる）
- ④ 補助金（助成金など、これに類するものを含む）
- ⑤ 領収書等の支払い事実が確認できないもの
- ⑥ 事業運営に直接必要ないと思われる経費
- ⑦ 他事業と共用の経費
- ⑧ その他理事長が対象外と認めたもの

※対象経費となるか判断が難しいものは、事前に事業団に相談すること。

6. 申請の手続き

申請の手続きは、以下のスケジュールにておこなう。また、提出された書類等については、返却しないものとする。なお、申請に係る経費はすべて申請者の負担とする。

(1) 申請期間	令和3年4月16日（金）～令和3年5月31日（月）正午まで ※期限厳守
(2) 提出場所	〒901-2112 沖縄県浦添市沢崎2-23-1 5階 公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団 ※持参または郵送により提出をすること。郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着すること。 担当：本永

(3) 提出書類	(1) 助成申請書（第1号様式） (2) 事業実施計画書【別紙1】 (3) 事業経費明細書【別紙2】
(4) 注意事項	○事業の要綱・応募要領・申請事務マニュアル・様式等については、当事業団ホームページ (http://www.kenkou-island.or.jp/) よりダウンロードすること。 ○要綱・申請要領・申請事務マニュアルの内容を確認の上、助成申請書（第1号様式）に担当者の署名押印と連絡先（E-mail アドレス）を記入すること。

7. 審査の方法

- (1) 審査は、当事業団が設置した審査委員会が提出された書類をもとに審査し、助成金交付事業を選考する。
- (2) 委員会等の選考過程は非公開とする。
- (3) 選考は、下記の視点を総合的に勘案し実施する。

1	事業目的と意義	事業目的が本助成金の趣旨と合致し、かつ、県民の健康づくりに寄与するものであること
2	計画の具体性および実効性	事業計画及び予算積算等が事業目的達成に適切であること
3	事業の波及効果	健康づくり活動の発展性および継続的な波及効果が期待できると見込まれること

8. 審査結果について

- (1) 助成申請者に対して、助成の可否を通知することとする。なお、通知方法は助成決定通知書または助成不承認通知書を郵送で行うこととする。
- (2) 審査内容、審査経過に関する問い合わせには応じない。

9. 助成事業を実施するにあたっての留意点

事業実施にあたり、「市町村健康づくり運動実践活動助成事業申請事務マニュアル」
及び本応募要領を十分理解の上、適切な執行を努めること。

- (1) 助成事業の実施に伴う看板、のぼり、印刷物等に「沖縄県保健医療福祉事業団助成事業」と明示すること。また、実施報告書には左記の事業名掲示が確認できるように看板やのぼり等の写真や使用した印刷物を添付すること。
- (2) 事業団が行う助成事業の実施状況の確認及びその効果を把握するために行う調査等に協力するものとする。
- (3) 事前に定められた助成額と助成対象項目に対する経費管理と関係証拠類の整理、保管を徹底すること。

10. 実績報告及び助成金の請求・交付等

(1) 実績報告

事業完了から30日以内若しくは令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までに、下記の関係書類を添えて理事長に提出すること。期限を厳守すること。

【提出書類】2部

- ①事業実績報告書（第5号様式）
 - ②事業経費明細書【別紙2】
 - ③事業実施報告書【別紙3】 詳細に記載すること
 - ④関係証拠書類等
- ※支出命令書（支出調書）の写し、またはレシート、領収書の写し（請求書のみの添付は不可）
- ⑤当日記録写真（A4用紙に印刷又は貼付すること）
 - ⑥印刷物（のぼりや看板等、現物の提出が難しいものは写真を添付すること）
 - ⑦その他成果物（現物の提出が難しい場合は写真を添付すること）

(2) 助成金額の確定

助成対象の経費については、助成事業実績報告書等を提出した上で、その内容を審査する。当該助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定した後、助成金確定通知書により当該助成事業者にその旨を通知する。

(3) 助成金の請求及び交付

当該助成事業者は、助成金の確定通知を受けて、助成金請求書（第6号様式）を理事長に提出するものとする。その後、事業団は助成金請求書を受理し、助成事業者に対し助成金を交付する。

【提出書類】

- ①助成金請求書（第6号様式）
 - ②通帳の写し（口座名義人（カタカナ表記）の記載部分のページ）
- ※申請事務マニュアルP12、P13を参照すること

(4) 助成金交付決定に関する注意事項

申請書及び報告書の内容に虚偽があった場合は、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、助成の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を受けているときは、当該助成金を返還させることができる。

問い合わせ先

公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団（〒901-2112 沖縄県浦添市沢崎2-23-1 5階）
電話：098-879-6311 FAX：098-879-6316
メールアドレス：koubo@kenkou-island.or.jp 担当：本永